

論 説

女性差別撤廃条約と日本

金城清子

I はじめに

- 定年を迎えるにあたって

2005年、2006年は非常勤として、2007年から2011年3月までは常勤として、法科大学院で「ジェンダーと法」を講義してきた。一般に法科大学院では、受験科目ばかりが強調されるために、「ジェンダーと法」の受講者が極めて少ないと言われているが、本校では大多数の学生が熱心に受講し、楽しい講義を展開することができた。市民のための法律家の養成を目指してきた本校としては、市民の半分は女性なのだから当然のこととはいえ、社会全体ではそのような理解がいきわたらない日本の現状からはみれば、進んだ状況だといえよう。

定年を迎えるにあたって、「ジェンダーと法」という学問分野を紹介するとともに、製造業中心の工業社会から、情報通信が発達した脱工業社会へと、社会のあり方を大きく変化しつつあるなかで、これからの社会にふさわしい法や制度のあり方を検討しておきたい。

- ジェンダーの発見……フェミニズム運動のなかから

人は、男か女として生まれてくる。そしてそれぞれの性は、男らしさ、女らしさという行動規範や、性別分業という役割規範にのっとった生活を期待される。これまでは、男なのだから、女なのだからと、性によってその行動や生き方を規定付けられる生物学的決定論が支配的であった。しか

し性別分業や、男らしさ、女らしさという性による特性は、生物学的性差から直接導き出されるものではなく、歴史的、社会的、文化的に造られてきたものであり、したがって人為的なものであることが明らかになってきた。そこで性別分業や男らしさ、女らしさの行動規範を、生物学的性差と切り離し、その人為的側面を強調するために、ジェンダーと名づけたのである。ジェンダーとは、文法用語であり、フランス語、ドイツ語などでは、すべての名詞に男性、女性（ドイツ語には中性もある）という性（ジェンダー）が人為的に割り当てられていることから、その人為性を強調して、この言葉が使われたのである。性別分業や男らしさ、女らしさは、生物学的性差とストレートに結びつくものではなく、したがって永久不変なものではない。ジェンダーは変化してきたし、時代が変化すれば積極的に変化させていかねばならない。

• 社会変化のなかで

工業社会から脱工業社会への変化のなかで、日本において、性別分業の経済的基盤として、それを安定的に支えてきた終身雇用制、年功序列賃金体系などは、大きく変化しようとしている。男1人の賃金では家族の生活を安定的に支えていくことが難しい社会の到来である。男女がともに家計を支えることが、これからは、家族の経済的な安定のためには不可欠となろう。このような社会の到来を予想して、フェミニストのジェンダーをめぐる問題提起は始まったといえよう。その意味で、フェミニズムは、未来を予言する思想ともいえる。

• 男女共同参画社会の形成

人種、皮膚の色などと同じように、人は、男に生まれるか、女に生まれるかを選択することはできない。これまでは、どちらの性に生まれたかによって、その生き方を規定付けられてきた。しかし男性にとっても、女性にとっても、1度きりの自分の人生については、さまざまな選択がある。性別分業や男らしさ、女らしさの行動規範は、この自由な選択を、大きく

阻害してきたのである。性別分業や男らしさ、女らしさの行動規範にとらわれないで、自由な選択ができる社会、このような社会を日本では、男女共同参画社会として、その形成を積極的にめざしていくために、1999年には、男女共同参画社会基本法が制定されている。

• 法女性学からジェンダーの法律学へ

法律学は、女性の参画を排除し、女性の視点を欠落させたものであり、法男性学にすぎないとして、女性の視点からの法律学の再検討をめざした法女性学を提唱し、「法女性学のすすめ」を出版したのは、1983年のことだった。その後、30年近い歳月が流れようとしている。日本では、欧米などでの革命と称されるような性役割の変革は、残念ながら起こらなかった。しかし経済の成熟化、少子化、高齢化などを背景に、日本でも、社会の状況や人々の意識が少しずつではあるが変化している。そしてそれぞれの人生について、ジェンダーにとらわれないで、自由な選択をしようとする動きが始まっている。

• 性別分業は男性にとっても抑圧的

ところで、性別分業のもとでは、男性と女性とは、相補的な関係に置かれている。そんな関係にある男女について、女性が差別され、抑圧されている社会は、男性にとっても抑圧的ではないのだろうか。ある男性の嘆きに耳を傾けてみよう。

若い青春時代は、戦争にかり出され、復員後は、仕事、仕事に明け暮れ、イエのため、家族のために頑張ってきた。定年後になって、やっと、妻とふたりで海外旅行をしたり、ゆとりができ、自分の時間が持てるようになったのに、数年にして、病に倒れてしまうとは……。自分の人生って何だったんだろう。自分の楽しみを満喫できたのは、仕事をやめてからのわずかの間だった（中村彰『全力疾走した男たち……企業戦士の男性学』近代文芸社、1996年）。

癌のために、無念にも75歳でなくなった男性が、息子に漏らした言葉である。敗戦にもかかわらず戦後の日本は、復興、そして高度経済成長と、経済的には順調な発展を遂げてきたといわれている。しかしそれを支えた人々は、過労死や過労自殺を引きおこしかねないような長時間労働、過密労働のもとで、家族との暖かいふれあいや、人生を楽しむことすら奪われて、企業戦士としての生活を余儀なくされてきた。「楽しみを満喫できたのは、定年になってから」という言葉は、企業戦士として生きなければならなかった男性の共通の体験を表現していて、痛ましかぎりである。

性別分業によって、家族の生活を経済的に支える役割を担わされてきた男性も、決して生きがいのある、豊かな人生を送っているわけではない。性別分業によって、男女が役割を特化しないで、家計を支えることも、子育てや家事なども、ともに担っていくによって、男女が充実した人生を送ることができるのではないだろうか。

● ジェンダーの法律学へ

性別分業のもとでは、男性は、家族に少しでも豊かな生活を保障するために、長時間労働に耐え、家族とのふれあいや人生の楽しみを犠牲にしなければならない。男性にとっても、性別分業は、非人間的、自己拘束的で、さまざまな不利益をもたらしていると意識されるようになってきた。このように女性の問題提起から始まった性別分業への異議申し立ては、男性にも共有されるようになってきたのである。

ジェンダーの法律学は、歴史的、文化的、社会的に形成されてきたジェンダーによって、女性ばかりでなく、男性も、その人としての尊厳や幸福追求権などの人権を奪われてきていることを明らかにし、変革の方向を法律学の分野で探り、ジェンダーにとらわれない、法や制度のあり方を考察するものである。

最近では、このような考え方が多くの人々に共有されるようになってきた。法律学の分野も例外ではない。2003年には「ジェンダー法学会」が設

立されて、たくさんの男女会員を擁して活発な活動を展開している。

II 国際的な潮流のなかで

• 世界共通な性差別の存在

世界には、伝統、文化、宗教、経済の体制や発展段階などが異なった、さまざまな国が存在している。しかしそのような国々に、1つの共通点がある。それは、女性に対する差別の存在である。第2次世界大戦後、平和な国際社会の建設をめざして誕生した国際連合は、「基本的人権と人間の尊厳および価値と男女の同権」の確立を、その設立の目的の1つとして掲げた（国際連合憲章前文）。そしてジェンダーの平等をめざして、女性の問題に真摯に取り組み、日本へも大きな影響を与えてきた。

ジェンダーをめぐる国連の取り組みは、国連のさまざまな活動の中でも、最も大きな成果を得たものであると一般に評価されている。20年間女性差別撤廃委員会の委員をつとめたドイツ人、ハンナ・ベアテ・ショップリンクは、退任にあたり、「この25年間は成功の物語であった」と回想している。

• 平和な国際社会の建設とジェンダーの平等は相互に関連する

国連は、第2次世界大戦が終結した直後の1945年に、平和な国際社会を建設するために設立された。その国連が、女の人権を基本的人権の1つと位置づけて、ジェンダーの平等実現のために、たゆまぬ努力を続けてきた。それは平和な国際社会の建設と、女性の人権の確立とは、相互に密接に関連するという認識があったからである。このことは、いろいろな国連の文書のなかで、繰り返し述べられているが、ここでは、「ナイロビ将来戦略」のなかの、つぎの1節を引用しておこう。

平和は男女平等、経済的平等及びすべての人が基本的人権及び基本的自

由を享有することにより促進される。すべての人がこれを享有するには女性が国際平和と協力の推進における意見、表現、情報及び結社の自由についての権利を行使すると同時に、各国の政治、経済、社会生活のあらゆる領域、とくに意思決定過程に男性と同等の立場で参加する権利を行使できるようにすることが必要である（13項）。

平和な国際社会は、先進国と開発途上国との富の格差をなくし、すべての人の人権が保障される男女平等な社会が基盤となる。そしてこのような社会を形成していくためには、あらゆる分野へ、なかならず政策決定へ、女性が直接参加することが必要だとしたのである。これまでの国際秩序は、ボックス・ロマーナ、ボックス・ブリタニカ、ボックス・アメリカナなどという言葉に象徴されるように、先進国、大国、白人、そして男性が中心となって形成してきた。このことは、正義に反したばかりでなく、2度にわたる世界大戦を引き起こし、その後の国際社会の状況にみられるように、平和な国際社会を建設することもできなかった。国連は、このような苦い過去の経験をふまえて、男性ばかりでなく女性が、大国や先進国ばかりでなく小国や開発途上国が、そして皮膚の色のさまざまな人々が、国際社会の秩序づくりに、平等に直接参加してはじめて、平和な国際秩序をつくりだしていくことができるとしたのである。

• 女性の育んできた価値観の尊重

工業社会になり、生産の場が家庭から離れると、「男性は働いて家族の家計をささえ、女性は家事・育児を担当して家庭を守る」という性による分業によって、男女の役割が明確に区別されるようになった。人々の特性や価値観は、その環境や経験、そしてその社会で割り当てられた役割や生活に深く影響される。工場やオフィスなど家庭を出て、大勢の人とともに仕事をする男性は、社会性や客観的、分析的、論理的、競争的などという価値観を身につけ、また幼いときから、そのようなパーソナリティーを持つ（龍法 '11）43 - 3. 10 (894)

つように育てられ社会化される。これに対して、女性は社会的には孤立した仕事である出産や育児、単調な家事を分担するよう期待されてきた。そして現に社会からは孤立した生活をしてきた女性は、主観的、直感的、非論理的にならざるを得なかった。しかし女性は、家庭を守る、幼い子供を育てる、年老いたものを介護するという役割を果たすなかで、弱いものをいたわる、自然と共存しそのリズムを大切にするというような、男性とは異なる、貴重な価値観を育んできたのである。

ところで性による分業は、政治、経済、文化、学問研究などの領域を、専ら男性の独壇場とし、これらは男性的な価値観で形成されてきている。能率的、効率的ばかりでなく、自然のリズムを大切に、自然と共存する、競争ではなく協調をとというような女性的な価値観は、劣るもの、低いもの、とるに足らないものとして無視されてきた。そのことが現在、環境問題、人口爆発、開発問題などという、さまざまな矛盾を顕在化させてきていることの根底にあるのではないだろうか。

国際社会の秩序も例外ではない。第2次世界大戦後国連が設立され、平和への努力が積み重ねられてきているが、国家間の対立は根深く、国連の平和維持機構はなかなか機能しないなかで、地球上のどこかでつねに戦火がくりひろげられている。平和な国際社会を建設していくには、女性が家庭を守るという役割を果たすなかで育んできた価値観を、あらゆる領域に反映させていくことが、強く求められているのである。そのためには、ジェンダーの平等を実現して、あらゆる分野の政策決定に、女性が参加できるような基盤づくりが大切である。このような認識が、国連の女性の人権確立へ向けてのたゆまぬ努力の背景には存在している。

しかし現在男女の価値観が異なるのは、決して男女の生まれながらの生物学的差異（セックス）に基づくわけではない。男女が異なった役割を割り当てられて、それをそれぞれ特化してきたからなのだ。したがって将来、性による分業などのジェンダーが変革され、男女が、社会や家庭での

役割を共にはたしていくならば、価値観も共通したものとなっていくことであろう。

- 女性差別撤廃条約……女性の人権宣言の成立

国連での、性に基づく差別をなくし、ジェンダーの平等をめざすさまざまな努力の結晶が、「女性差別撤廃宣言」とそれを発展させた「女性差別撤廃条約」である。女性の地位委員会は、1972年、男女平等を実現していくには、現存する条約や宣言だけでは不十分であるとして、新たに男女平等に関する包括的条約を採択することが望ましいと決議した。そして1974年から、女性に対する差別撤廃のための、すべての分野をカバーする包括的条約の起草に着手し、6年の歳月をかけて完成したのが、1979年に採択された「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women）」である。条約は、女性の権利を詳細に保障したもので、世界で始めて成立した女性の人権宣言といえることができる。そして国連は、女性の人権を確立し、ジェンダーの平等を実現していくにあたって重要な、2つの基本原則を明らかにしている。それぞれについて、述べておこう。

- 機能平等論の克服……性別役割分業の変革

- 機能平等論とは

これまで女性の人権を否定する根拠とされてきたのは、「女性は感情的で論理性に欠けるから、政治にふさわしい特性を持っていない」のような特性論と、「女性の役割は家庭を守ることだから、政治に口を出すべきではない」という役割論だった。この考え方は非常に根強く、女性も人間として、その人権が保障されなければならないと考えられるようになってからも、男女の特性や役割を前提とした平等論が展開されてきた。これを西ドイツの命名にしたがって、機能平等論と呼んでおこう。機能平等論とは、社会は、異なった特性や役割をもつ男女の協力によって営まれており、男女はともに重要な役割をはたしているのだから、平等に扱われな

ればならないという考え方である。いわば特性論、役割論というジェンダーを固定したうえでの平等論である。

- 国連における機能平等論の克服

国連でも、とくにその初期には、女性の特性や役割の相違を理由として、女性を保護することを肯定する機能平等論が、根強く存在していた。しかしさまざまな議論の結果、次第に機能平等論は否定されていった。

国連が、1967年に採択した女性差別撤廃宣言は、「男性と同等の権利を事実上否定又は制限する女性に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」(1条)として、男女平等権とは、男性と同等の権利を事実上否定又は制限されない権利であるとした。そして宣言は、「女性を差別的に扱う現行の法律、慣習、規則、慣行を廃止し、男女の権利の平等に対し十分な法的保護を確立するためにすべての適当な方策がとられなければならない」(2条)と規定している。そして女性に対して差別となる法律、慣習、規則、慣行そして偏見とは、具体的に何なのかを、つぎのように説明している。

女性は弱く保護しなければならないという考え方は、その1例である。たしかに昔は、たえまのない出産や育児が女性を家庭にしばりつけ、いっぽう男性は食物を求めて戸外へ出ていった。狩猟は男性の攻撃性と体力、技能の発展をうながし、しかも女性は生きていくために男性に依存せざるをえなかったことから、家庭の中での男女の主従関係が形成されていった。現在では、技術が進歩し、男女の関係は純粹に体力の問題ではなくなっている。しかし体力のもつ意味は減少しているにもかかわらず、大多数の工業国では、女性はいかかわらず「弱い性」であり、「女性の場所は家庭」とされている。女性の地位委員会は、このような伝統的な女性の特性論や、役割論こそが、女性が平等な権利を実現していくにあたっての、最大の障害であると考ええる。

1975年にメキシコで開かれた世界女性会議で採択された「世界行動計画」も、次のように規定して、性別役割分業の変革を求めている。

男女平等の達成とは、両性とその才能及び能力を、自己の充足と社会全体のために発展させうる平等な権利、機会、責任をもつべきであることを意味する。そのため、家庭及び社会の中で、両性に伝統的に割り当てられた機能を再検討することが肝要である。男女の伝統的な役割を変える必要性を認識しなければならない(16項)。

• 労働保護も平等に

男女の特性や役割は異なるが、ともに人間として平等でなければならないという機能平等論にとって、女性に対する労働保護の拡充は、重要な目標であった。働く女性に対する保護は、か弱い女性の健康や安全を守り、生命の再生産を維持し、健全な家庭を営んでいくために大切なもので、かつ社会全体の利益にもかなうものと考えられてきたのである。しかし科学技術の発達は、労働そのものの質を大きく変化させてきた。人たるに値する生活を保障するために、労働条件の向上が男女共通のものとしてめざされるようになり、女性の体力も向上し、さらに性役割が流動化していくなかで、多くの女性が雇用における平等を強く求めるようになる。そして保護は、雇用上の平等の大きな阻害要因となっていったのである。「女性のみに対する労働保護は、永久に女性は劣った性であることを公然と正当化し、女性を従属的地位にとどめるものである」と考えられるようになる。女性に対する保護は、女性の利益にかなうものであり、手厚ければ手厚いほどよいということが否定され、保護は差別の原因となるから、必要不可欠かつ最小限に限定していこうという考え方が支配的になってきたのである。したがって女性差別撤廃条約は、女性に対する労働保護、すなわち女性に対する雇用上の異なった取り扱い、男女の生物学的性差に基づく
(龍法 '11) 43 - 3, 14 (898)

「出産保護 (maternity protection)」だけに限定し (11条2項)、「作業条件に係る健康・安全についての権利は男女平等を基礎として保障しなければならない」(11条1項f)として、労働保護も原則として男女平等なものではないとしたのである。

- 法律上の平等から事実上の平等へ
- 法律上平等となっても、事実上の平等は実現しない

人は、法律によって厳しく差別され、その人権が否定されているときには、法律上の差別さえなくなれば、あとは個人の努力によって、平等を実現していくことができると考えがちである。国連のジェンダー平等実現のための活動も、「女性の政治的権利に関する条約」にみられるように、はじめは、法律上の男女平等の保障に向けられた。そして法律上、男女が平等に取り扱われるようになれば、現実にも男女は平等になっていくと想定されていたのである。しかし各国で、選挙権など法律上は男女が平等になっても、女性議員の数は著しく少ないなど、事実上の男女平等とは、ほど遠い状況であることが明らかになる。女性の地位委員会の要請に基づいて行われた調査は、ほとんどの国で法律上は男女平等となっているのに、現実には男女の不平等が広く存在していること、すなわち法律上の平等 (de jure equality) と事実上の平等 (de facto equality) との間に著しい隔たりが存在することを明らかにした。そこで「女性差別撤廃条約」を起草するにあたって、特に関心を持たれたのは、この隔たりを縮小して、事実上の男女平等をいかに実現するかということだった。

- 事実上の平等実現のためのメカニズム

女性差別撤廃条約は、「締約国は、男性との平等を基礎とする人権及び基本的自由の行使及び享有を女性に保障することを目的として、女性の十分な発展及び向上を確保するためのすべての適当な措置 (立法を含む。) をあらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野においてとる。」(3条)と規定して、事実上の男女平等達成のための、国の責任を

あきらかにした。国は、法律によって差別しないだけでなく、女性が男性と平等に人権及び基本的自由を行使し、享有できるように、積極的にあらゆる適切な措置や施策をとらなければならないとして、女性の人権を確保するにあたっての、国家の積極的な責任を明確に規定したのである。

そして条約は、国が実施しなければならない具体的な措置として、つぎのことを規定している。

第1は、女性に対して差別となる「法律、規則」(2条f)「刑罰規定」(同g)などを廃止して、まず法のレベルでの形式的な男女平等をまず保障することである。

第2は、「差別を禁止する立法その他の措置」(2条b)、「個人、団体又は企業による差別を撤廃するための措置」(同e)、「女性に対して差別となる慣習、慣行の修正、廃止のための措置」(同f)である。国は男女平等の実現のために、私的領域にまで進んで介入し、差別的な慣習、慣行や、私人間での性差別を撤廃していく義務を負うことになった。

第3は、特性論や役割論に基づいて形成されてきた、人々の観念、認識、偏見、さらには行動様式や慣習を変革していくために、教育や広報活動など「すべての適当な措置」をとることである(5条)。

第4に、親(母ではなく両親)が、家庭責任と職業上の責任、社会的活動への参加を両立させることができるように、保育施設を充実させるなどの社会サービスを提供するために、適当な措置をとること(11条2e)を国の責任としている。

- 暫定的特別措置(アファーマティブ・アクション、ポジティブ・アクション)の実施

最後に条約は、事実上の平等実現のための暫定的特別措置について規定している。暫定的特別措置は、アメリカではアファーマティブ・アクション、ヨーロッパ諸国ではポジティブ・アクションと呼ばれてきた。アメリカでは、その導入にあたって、つぎのように、その必要性がわかりやすく

説明されている。

2人のランナーのうち1人が足かせをはめられている100ヤード競争を想像してほしい。彼が10ヤード進むうちに、足かせをはめられていない走者は50ヤード進む。その時点で審判員はレースが不公平であると判定する。どうやってこの状態を是正するであろうか。彼らは単に1人の走者の足かせをはずし、レースを続行させるだけであろうか。そこで「機会平等」は達成されたということではできる。しかし1人の走者は依然他の走者よりも40ヤードも先を走っている。足かせをはめられていた走者に40ヤードの遅れを埋め合わせてやるか、あるいはレースをやり直しすることを認めるのが正義のよりよい役割ではないだろうか。これこそがアファーマティブ・アクションである。

事実上の平等を達成していくためには、将来に向けてのみ、差別を撤廃するだけでは不十分である。これでは過去の差別の結果としての格差は、永久に解消しない。過去の差別の結果を埋め合わせていく特別措置が不可欠であることは、各国の男女平等へむけての実践のなかから、認識されるようになった。事実上の平等の実現というより高い目的を達成するためには、暫定的なものとして、女性に対する優遇措置が必要だということである。しかしこのような措置は、アメリカなどでは男性に対する差別（逆差別）であるとの憲法訴訟が提起され、そのことが暫定的特別措置を進めていく上で大きな障害となった。条約は、このような混乱を回避するために、「事実上の平等を促進するための暫定的特別措置を締約国がとることは差別とみなしてはならない」（4条1項）と規定したのである。

• 二つの性格を持つ平等権

ところで人権は大きく自由権と社会権とに分類することができる。自由権とは、近代市民革命によって形成・確立してきた権利で、近代的人権、19

世紀的人権ともいわれてきた。表現の自由、信教の自由などがその代表的なもので、その名のように、国家権力が介入しないで、人々の自由を最大限に尊重することによって保障される人権である。

いっぽう社会権は、自由権の保障の結果としての自由放任体制によってもたらされた陰の部分、悲惨な社会関係や階級関係を是正するために形成されてきた。現代的人権、20世紀的人権ということができる。社会権は、その代表的なものである生存権のように、人々の健康で文化的な、人たるに値する生活は、国が健康保険制度や年金制度などを整えたり、自分の労働によって生活できない人には援助を行うことによって、はじめてその権利が保障される。その保障のためには、自由権とは反対に、国家の積極的な介入や援助が要請される人権である。

これまでの日本では、平等権は自由権と考えられてきた。条約は、男女の平等権を、国が性による差別をしないで法律上の平等を保障していくこと、つまり自由権として保障することがまず必要であるとした。しかしそれだけではない。さらに事実上の平等を実現していくために、差別禁止法の制定、特性論・役割論にもとづく偏見や慣習の撤廃、家庭の責任と社会的責任を両立させるための制度の整備、そして暫定的特別措置の実施など、適切なあらゆる措置を実施していくことが必要だとしたのである。条約は、男女の平等権を、自由権としての保障にくわえて、社会権として保障していくことを、国に対して義務づけているのである。

- 国連と日本……外圧としての国連
- 国連の呼びかけに形式的には忠実に対応してきた日本

国連が1975年に採択した「世界行動計画」を受けて、日本は、その年に婦人問題企画推進本部を設置し、1977年には「国内行動計画」を策定した。その後も、国連の行動計画に、その都度対応した国内行動計画を策定している。1999年には、男女共同参画社会基本法が制定され、2001年には、中央省庁等の改革によって、男女共同参画局が設置された。

しかし日本では、これまでのところ、ジェンダー平等の実現状況は、次にみるように、先進国のなかでは最下位、国際社会全体でも極めて低い位置にとどまっている。この状況をどうしたら変えられるのか。表面的・形式的に形を整えるだけでなく、必要な施策の、真摯な実施が望まれる。この点については、Ⅲ.これからの課題で詳しく検討することとしたい。

- 国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、男女平等な家庭科教育

日本国憲法は、法の下での平等を保障しているが、この解釈をめぐっては機能平等論的な考え方が強かった。そして女性に対しての法律上の差別は、合理的な理由があるということで、その改正がなかなか実現しなかった。このような状況を変革し、ジェンダーの平等をめざした法律改正や新しい法律の制定を大きく進めたのは、女性差別撤廃条約の批准であった。

まず1984年には、国籍法が改正された。旧国籍法は、父系血統主義を採用していた。男性は外国人と結婚して子どもをもうけると、その子どもは日本国籍を取得できるのに、女性は外国人と結婚すると、その子は日本国籍を取得できなかった。これは明らかに法の下での平等に反するので、国籍法は違憲であるという裁判が提起されている。しかし裁判所は、外国人と結婚したとき、父と母の両方から国籍が取得できると、子どもは2重国籍になる。これは国籍唯一の原則に反する。そこで国籍唯一の原則を守り、2重国籍を回避するために、いずれか一方の親の国籍だけを取得するとしても違憲ではないと判断していた。ところが女性差別撤廃条約は、「締約国は、子の国籍に関し、女性に対して男性と平等な権利を与える」(9条2項)と明確に規定している。父系血統主義が、この規定に反することは明白なので、国籍法の改正が実現したのであった。男女雇用機会均等法も、条約批准のためには必要であるとして、雇用者側の強力な反対を押し切って制定の運びとなった。女子のみ必修だった家庭科教育も、男女に対して「同1の教育課程」を確保しなければならない(10条1項b)という条約の規定に従って、男女共修に改められたのである。

このように見てくると、条約は、日本では男女に平等な権利を保障した法律の制定に大きく貢献してきたことがわかる。条約の批准ということがなかったら、これらの法改正や制度改革は、未だに実現していないのではないかとさえ思われる。現に、条約に反する規定を残している民法を改正する作業は、国民の広い支持を背景に改正案が準備されているにもかかわらず、国会の保守的勢力に阻まれて実現していない。

このように見てくると、外国と比較するとさまざまな問題を残しているとはいえ、日本における女性の人権の確立、ジェンダーの平等への動きは、国連からの外圧を受けて大きく進展してきたことが解る。しかし国際的な大きな変革の中ではどのような位置にあるのだろうか。次に、日本の現状を、国際的な比較のなかで明らかにしておこう。

Ⅲ ジェンダー統計にみる日本の現状

● 事実把握の手段としての統計

現代社会は複雑で、人々の意識も、生活も多様で多岐にわたっている。しかも日本は今、製造業中心の工業社会から、サービス産業・情報産業などが中心となる脱工業社会へと、経済構造の大きな転換期にあって、社会の状況や男と女の関わり方も、大きく変化している。こんな時代にあっては、これまでの常識や、日常の狭い経験だけから、社会の現状を推測することは極めて危険である。現代社会の現状を正確に知るには、調査を実施し、それに基づいて客観的な数字によって、事実を明らかにする必要がある。女性の現状を改善し、ジェンダーの平等を実現していくにあたって、まず大切なことは、人権侵害や差別の現状を客観的に明らかにしていくことである。私がジェンダー問題に取り組み始めた30数年前は、女性に対する差別の実態を把握するためには重要な統計資料を見つけるのに、とても苦労したものである。統計はあっても男女に分類していなかったり、女性
(簡法 '11) 43 - 3, 20 (904)

に対する暴力のように、そもそもそれに関する調査がなく、したがって統計が存在しないものもあった。その後、女性に対する差別をなくし、女性の人権を確立していくにあたって、女性の現状を客観的に明らかにしていくことの重要性が、多くの人々によって共有されるようになり、ジェンダー統計が次第に整えられてきている。

- 『世界の女性：その実態と統計』

このような動きの中心となったのは国際連合であった。国連は、1975年を国際女性年と設定して、メキシコではじめて世界女性会議を開催し、女性の地位向上のために「世界行動計画」をまとめている。このなかでは、女性の状況を明らかにする統計を作成することの重要性が強調されている。そして国連は、関連諸機関などの協力をえて、資料収集、図表作成、分析のための基準を設定し、各国の統計局は、国連の設定した基準を採用してきている。

このような国連が中心となった努力の結果、国際的な最初のジェンダー統計がまとめられ、1990年に、『世界の女性1970年~1990年：その実態と統計』（The World's Women 1970-1990:Trends and Statistics、以下『世界の女性』と略称）として公表された。その後、1995年、2000年、2005年の3回にわたって改訂版が発行されている。

この国連の統計によって、世界の女性の実態が男性との対比において明らかになったばかりではない。同じ女性の間でも、さまざまな格差が存在し、さらにその状況の改善の程度や速度も、国によって差のあることが明確になった。これは日本の女性の状況やその改善の程度を、国際的な視点から考えていくための貴重な資料である。

- 変革の手段としてのジェンダー統計

ジェンダー統計の意義は、第1に、女性に関する事実を認識するために重要な手段だということである。しかしこれだけに尽きるわけではない。第2に、ジェンダー統計は女性の状況を改善していくために必要な、具体

的な施策の展開を促すことになる。客観的な数字に基づいて、正確な女性の現状が提示されれば、これを踏まえて、具体的な施策が不可決であると認識されることになろう。DVが社会問題となり、被害女性の救済を目的とした法律の制定が制定されたのも、DVについての調査によって、日本でも、多くの被害者がこの問題で苦しんでいることが明らかになったからである。客観的な数字こそ、大きな説得力をもつのである。第3に、ジェンダー統計は、女性の人権の確立、差別の撤廃などジェンダーの平等をめざす施策が、本当に有効なものなのかを評価するとともに、施策の実施が真摯に行われているか、成果をあげているのかなどを監視する指標である。

このように見てくると、ジェンダー統計は、ジェンダーの平等を実現するために必要な、社会変革のための重要な道具といえることができる。ジェンダー統計は、女性の状況を改善するための活動にとっては、重要な武器の1つと位置付けることができるのである。ちなみに国連のアナン事務総長は、「世界の女性」の発行にあたって、つぎのようなメッセージを寄せている。

「私は、各国政府、非政府組織、研究者、大学人、そして世界中の活動家が、この情報を、すべての女性が人権と人間としての尊厳を享受するために、活用するように強調したい。」

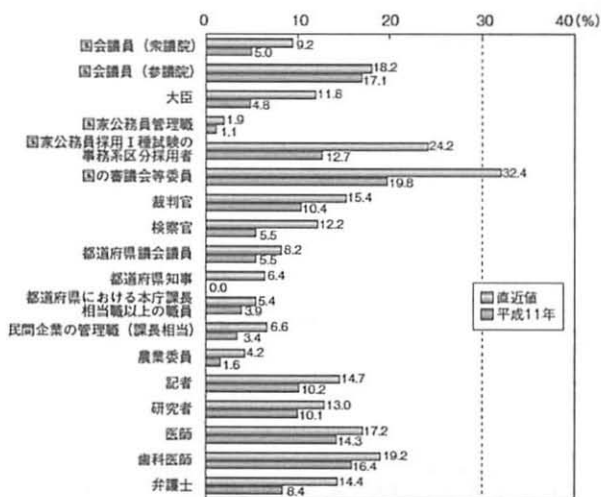
• 日本のジェンダー統計

日本では、女性の状況についての統計資料としては、民間団体である婦人団体連合会『婦人白書』が早くから発行されてきた。政府のものとしては、厚生労働省女性局『女性労働白書……働く女性の実情』（旧『婦人労働の実情』）、国立女性教育会館『統計に見る女性の現状』、男女共同参画局『男女共同参画白書』（旧『女性の現状と施策』）などがあり、毎年定期的に刊行されている。また国立女性会館は、インターネットで女性に関する

る情報を提供している (<http://winetnwec.go.jp>)。次に、主として男女共同参画白書(平成22年版)を使いながら、女性の政策決定への参画に焦点をしぼって、その現状を見ておこう。

● 政策決定への参画

次の表は、日本における指導的地位に占める女性の割合を、10年前と比較して示したものである。確かに、10年前に比べれば女性の比率は高くなっているとはいえ、残念ながらその変化は微々たるものである。特に、衆議院議員(5.0%から9.2%)、国家公務員管理職(1.1%から1.9%)、都道府県管理職(3.9%から5.4%)、民間企業の管理職(3.4%から6.8%)など重要な分野での女性の割合は、10%にすらなっていないことは大きな問題であろう。

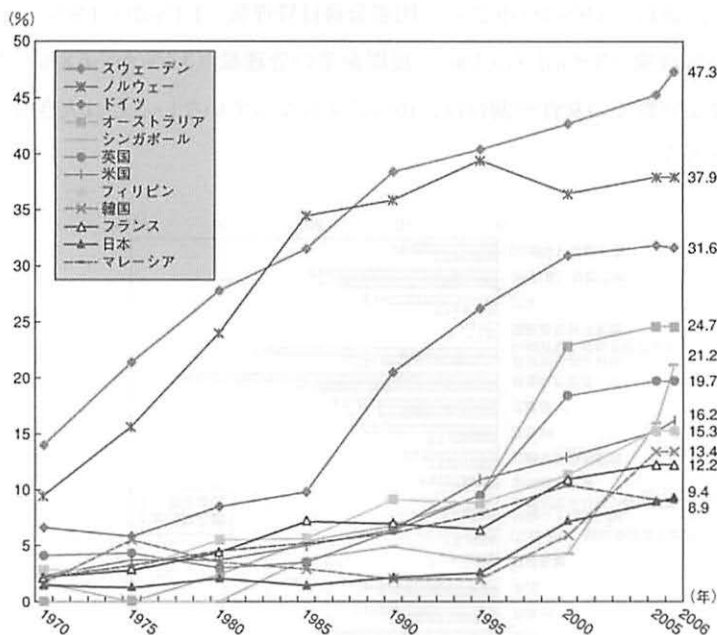


- (備考) 1. 「『2020年30%』の目標のフォローアップのための指標」より。
 2. 直近値に関しては、原則平成20年のデータ。国会議員(衆・参)、大臣、都道府県知事については21年5月、国家公務員管理職については19年1月、医師及び歯科医師については18年12月、農業委員については18年10月のデータを使用。
 3. 平成11年のデータのうち、医師及び歯科医師については12年12月のデータを使用。
 4. 国家公務員採用I種試験事務系区分の採用者の平成11年のデータは、同区分に合格して採用された者(独立行政法人に採用された者も含む)のうち、防衛庁、国会議員に採用された者を除いた数である。
 5. 国家公務員管理職の平成11年のデータは、一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者に占める割合であり、直近値はそれらに防衛省職員(行政職俸給表(一)、指定職俸給表及び防衛参事官等俸給表適用者)が加わったものである。

図1. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合(10年前との比較)

● 国際社会では

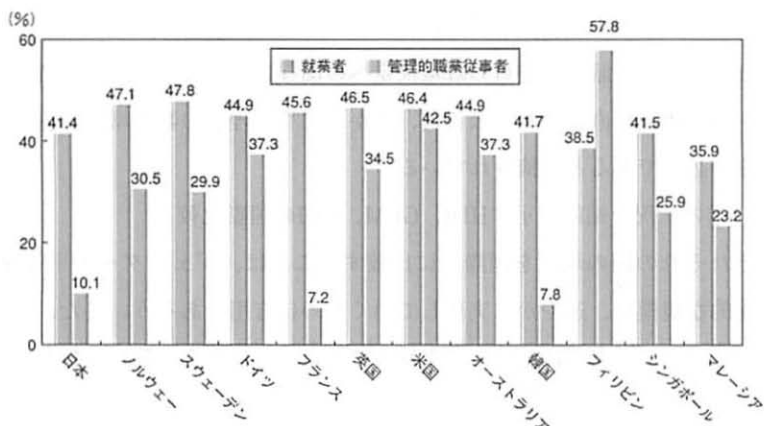
それでは、国会議員について国際社会ではどうなっているのだろうか。1960-1970年代では、スウェーデンでさえ15%、他の国々はいずれも10%以下であったことは事実である。しかし、その後の変化は著しい。スウェーデン、ノルウェー、ドイツは30%を超え、オーストラリア、フィリピン、イギリス、アメリカなどでも10%を超えている。



(備考) 1. IPU資料より作成。
 2. 下院又は一院における女性議員割合。
 3. フィリピンは、1978年の選挙までは二院制の下院。1978年から1987年の選挙までは一院制。1987年5月の選挙以降二院制の下院。
 4. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

図2. 国会議員に占める女性の割合の推移

次に、就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合はどうであろうか。



(備考) 1. ILO「LABORSTA」より作成。

2. マレーシアは2003年、フランスは2004年、その他の国は2005年のデータ。

3. 管理職の定義は各国によって異なる。

図3. 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合

いずれの国でも、性別分業は過去の物語となり、女性の半数ないし40%以上が職業に従事している。しかしながら管理的職業に従事している女性は、それよりは10%程度低くなっているとはいえ、管理職として働く女性が増加している。例外的に管理的職業従事者が低いのは、日本、フランス、韓国である。日本では、女性は働いても、パートタイマー、派遣労働者など不安定かつ低賃金の分野での就労が多く、企業などでの政策決定に関与できる女性のごくわずかに過ぎない。

● 審議会の委員についてはアファーマティブ・アクションを実施

女性の政策決定への参画が著しく少ないと、国の内外から強い批判を受けて、女性の参画を進めるために実施された唯一の施策が、女性の審議会委員の数を増やすということであった。国は、2000年までに女性の審議会委員の数を20%まで高めるというゴールを設定して、審議会委員の数を増加させる努力をしてきた。その結果、女性の審議会委員の数は2000年にはその目標を達成し、新たに、2005年間までの早い時期に30%とするという目標を設定しこれも達成している。このことは、やろうと思えば女性の政

策決定への参画を促進することは決して不可能ではないことを物語っている。しかし審議会の委員の政策決定への関与は、間接的なものに過ぎない。政策決定に直接関わる公務員、なかんずく管理職の数を増やす施策の実施が必要であると指摘されている。

• 日本の状況を端的に示すHDI、GEM、GGIの国際比較

それぞれの国の現状を国際的に比較することは、ジェンダーの平等を、世界的な規模で、速やかに実現していくために有用であろう。また、どの国もこの指標を参考にして、国際社会での自国の状況を冷静に分析したうえで、さまざまな制作を実施して、変革の努力をしていくことが期待されている。

そこで国連開発計画（United Nations Development Plan、UNDP）は、そのために、人間開発指数（Human Development Index、HDI）、ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure、GEM）を作成し、さらに世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index、GGI）という3つの指標を使用して国際比較を行っている。

まずHDIは、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかをはかる指標である。それぞれの国で、「長寿をまっとうできる健康な生活」「知識」「人並みの生活水準」がどのくらい達成しているかを、平均寿命、教育水準（成人識字率、就学率で測定）、国民所得を用いて算出している。

GEMは、女性が積極的に経済や政治に参画し、意思決定に参画できるかどうかを測るものである。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

GGIとは世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータか
(龍法 '11) 43 - 3. 26 (910)

ら算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。これまで使用されてきたGDI（Gender-Related Development Index）は、基本的な能力の達成度から、男女格差をペナルティーとして差し引くことによって算出するため、国の開発レベルの影響を受け、必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、性別による格差を明らかにできるので、これまでのGDIにかえて採用された。2009年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数（HDI）が測定可能な182か国中10位であるのに対し、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は測定可能な109か国中57位となっている。また、世界経済フォーラムが2009（平成21）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）はなんと測定可能な134か国中101位である。

HDIの順位は11位と高く、人間開発の達成度では実績を上げ、人々は健康で豊かな知的生活を送っている。にもかかわらず女性は、なくなる女性による差別の結果、男女の格差が大きく、女性が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会が大きく閉ざされていることを物語っている。

- 世界でも女性議員の増加は最近の傾向

いずれの国でも、かつて政治は男の世界であり、女性議員の数はほんのわずかにすぎなかった。そもそも女性が参政権を獲得したのも、多くの女性たちを巻き込んで広く展開された女性参政権獲得運動の成果であり、男性よりははるかに遅れている。ごく例外的な場合を除いて、欧米諸国で女性が参政権を獲得したのは、第1次大戦後のことである。さらに日本、フランスなどでは第2次大戦後まで待たなければならなかった。しかし参政権を持って、選挙される女性議員の数は少なかった。女性議員が増加してきたのは、ごく最近の傾向なのである。

早くからジェンダーの平等をめざした施策に取り組んできた北欧諸国を除き、いずれの国でもつい最近までは、女性国会議員の数は、日本と同様

にほんのわずかだった。ドイツのように、1975年の段階では、女性議員が0だった国もある。それが2000年には、スウェーデン、ノルウェーでさえ、その数は2倍に増加したばかりではない。1975年の段階では、0だったドイツでは30.9%になり、0.8%だったオーストラリアは22.4%と20倍以上の増加率を示している。カナダ、イギリス、アメリカ、フランスでも数倍に増えている。日本を除いてどこの国でも10%以上になったのである。

● 比例代表制をとるノルウェーでは

ノルウェーでは、1978年に「男女平等法」を制定したが、この法律は、その名称のとおり日本のように雇用だけでなく、教育、文化的・専門的地位、組合、クラブなど、あらゆる分野でのジェンダーの平等の実現と、女性の地位の向上を目的としている。この国の特色は、国の政策決定にかかわる委員会、審議会などでの女性委員の割合は40%と、まず行政の分野で割り当て制をとったことである。そしてこのような立法に呼応して、多くの政党が自主的に、党の綱領の中に、40%条項を導入した。この背景には、強力な女性運動があったことはいうまでもない。党の中央委員会の委員も女性が40%を占め、この国の選挙制度は比例代表制なので、当選順位を決める選挙人名簿は、男女が交互に登載されることになった。この名簿の効果の大きさは想像どおりであった。どの党にとっても有権者の半数以上を占める女性票の獲得は、その党の存続にとって極めて重要だから、ほとんどの党が男女を交互に搭載した混合名簿を採用、その結果、女性国会議員が約半数ということになった。そしてノルウェーでは、女性の党首、総理大臣、大臣など、普通のこととなったのである。国の政策決定の中核に女性が参画することによって、ジェンダーの平等の実現が大きく進んだのである（三井マリ子『桃色の権力』三省堂、1992年）。

ここでは、ノルウェーの例を挙げたが、その他の国でも、それぞれの伝統、文化、歴史を踏まえて、さまざまな施策を実施することによって、1975年から2000年というわずかな期間に、国の政策決定に直接参画する女

性が著しく増加したのである。

女性の政策決定への参画を進めていくためには、リップサービスだけではなく、有効で抜本的な施策が不可欠なことを物語っている。

IV 緊急の課題……女性差別撤廃委員会の総括所見を参考に

• 国の条約遵守を担保する報告制度

日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准している。これは、国の内外に対して、条約を誠実に守ることを宣言したことを意味している。しかし国が守らなかったら、どんな強制手段があるのだろうか。主権平等で、世界政府という組織のない国際社会では、国を相手として行政訴訟を提起するというわけにはいかない。条約が定める強制手段としては、まず、個人通報制度というのがある。締約国が条約に違反した行為をとったとき、国民は、その事実を差別撤廃委員会に通報することができるという制度である。しかし日本の国民はこの手段に訴えるわけにはいかない。日本は、そのために必要な選択議定書の批准を行っていないからだ。次に、報告制度がある。条約を批准した国は、批准した時から1年以内に、その後は4年毎に、「条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告」を国連に対して行わなければならない。報告書は、選挙された専門家26人から構成される女性差別撤廃委員会によって、審議され、審議結果を踏まえて総括所見が出される。審議に際しては、NGOはカウンター・レポートを提出することができ、さらに委員はNGOから直接意見を聞いたりして審議に望むので、その国の実情については熟知していると言っても過言ではない。したがって審議では、政府代表に対してしばしば厳しい質問がなされる。このようにして集取された情報に基づいて、具体的な提言を盛り込んだ総括所見が出されるのであるから、国としては、その内容を誠実に実行する国際法上

の義務があることになる。このようなやり方で、締約国の条約遵守をもとめていくのである。

日本は、これまでに6回にわたって報告書を提出し、それらに対する審議は4回（2つの報告書が一括審議されたことあり）行われてきた。ここでは、2008年8月の第6次レポートに対しての総括所見を紹介しながら、日本の緊急の課題を考察しよう。総括所見は、60項目に及び、非常に包括的で、詳細であり、しかも具体的な課題を提示している。その中でも2項目については、フォローアップが必要であるとして、2年以内に実施に関する詳細な書面の提出を求められている。この2項目は、これまでも何回も指摘されてきたにもかかわらず、日本が放置し続けてきたものであり、いわば委員会が最後通牒をつきつけた形になった。フォローアップ項目とされたのは、次の2つである。

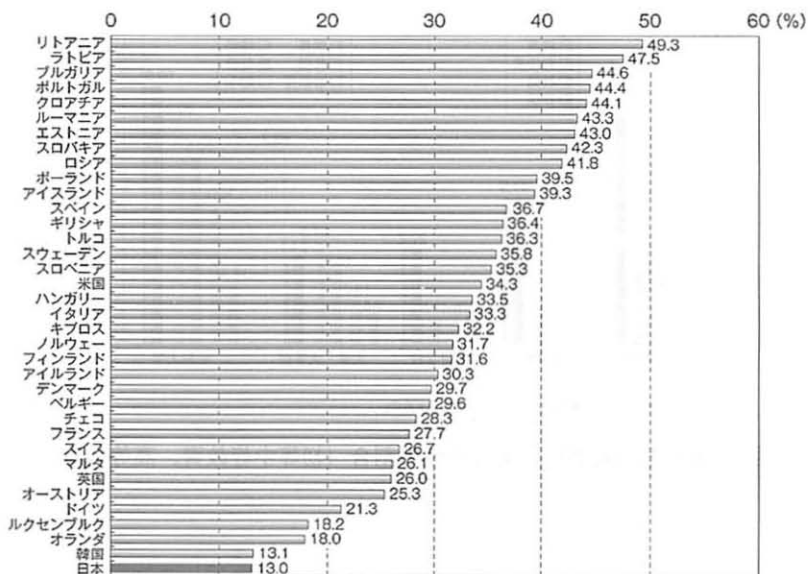
• 民法改正

日本の民法の家族法に関する規定には、女性差別撤廃条約16条に違反するいくつかの条項がある。これらの条項については、いくつかの違憲訴訟が提起されたが、日本の裁判所は、いずれのケースにおいても、合理的な理由があるとして、違憲の主張を退けてきている。このような現状に対して、委員会は、「再婚禁止期間の廃止、選択的夫婦別姓制度の導入に関する民法改正と、婚外子とその母を差別する民法及び戸籍法の改正に直ちに着手するよう要請する。委員会は、批准により締約国は、国内法制を条約に合致させる義務を負っていることを指摘する」とした。ところでこれらの条項については、1996年には、法制審議会から民法改正案要綱がすでにだされている。しかし「夫婦別姓を認めると家族が崩壊する」として自民党の保守的議員からの反対が強く、10年余を経過した現在も改正には至っていない。

• 暫定的特別措置の実施

すでに詳細に指摘してきたように、日本では、意思決定過程に参加する

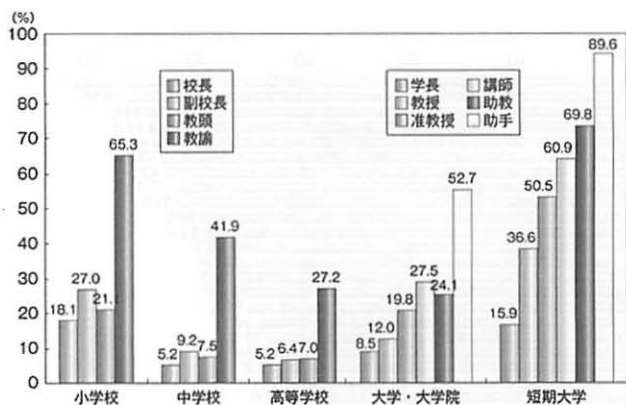
女性の比率が著しく少ない。この状況を変えることが、女性に対する差別を撤廃していくためにも、これからの時代にふさわしい政策を展開していくためにも不可欠なことである。暫定的特別措置は、すでに多くの国で採用され、意思決定過程に参加する女性の数を増大させてきている。委員会も、「条約第4条1項および一般勧告25号に基づき、すべてのレベルでの意思決定に参加する女性を増加させるため、数値目標・タイムテーブルを設定し、とくに雇用分野、大学、政治的公的分野での暫定的特別措置をとることを要請する。」と指摘した。ここで大学と名指しされているのは何故なのか。次のグラフは、研究者に占める女性割合を国際比較したものである。



- (備考) 1. EU諸国の値は、英国以外は、EU「Eurostat」より作成。推定値、暫定値を含む。エストニア、スロバキア、ロシア、チェコは2007(平成19)年。ポルトガル、アイスランド、ギリシャ、スウェーデン、ノルウェー、アイルランド、デンマーク、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、オランダは2006(平成18)年。スイスは2004(平成16)年。その他の国は2005(平成17)年時点。英国の値は、European Commission「Key Figures 2002」に基づく(2000(平成12)年時点)。
2. 韓国の数値は、OECD「Main Science and Technology Indicators 2008/2」に基づく(2006(平成18)年時点)。
3. 日本の数値は、総務省「平成21年科学技術調査報告」に基づく(2009(平成21)年3月31日現在)。
4. 米国の数値は、国立科学財団(NSF)の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく雇用されている科学者(scientists)における女性割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。2003(平成15)年時点の数値。技術者(engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。

図4. 研究者に占める女性割合の国際比較

研究職には、知的能力が要求されようが、これには男女差はないであろう。にもかかわらず、男性が多数を占めているが、日本はその傾向が著しい。女性が研究者になるためには、男性にはない障害（差別）が存在していることを物語っていよう。また次の表のように、教師は、上位の学校、上位の職になるほど、女性の就任割合が小さい傾向が続いている。小学校教諭の女性比率が65.3%にのぼるのに、大学及び大学院教授は12.0%にとどまっている。この状況を変革していくために、「大学」とあえて名指したものと思われる。日本での真摯な対応が望まれよう。



(備考) 文部科学省「学校基本調査」(平成21年度)より作成。

図5. 本務教員総数に占める女性の割合 (初等中等教育、高等教育)

V さいごに

日本のジェンダー状況を明らかにしてきた。あらゆる分野、とくに意思決定過程への女性比率を高めていくことが、国際的には重要な目標と意識され、どこの国でも、特に先進国と言われるところでは、そのための努力が積み重ねられ、女性の比率が高まってきているなかで、日本はその例外 (龍法 '11) 43 - 3. 32 (916)

である。それはこれからの脱工業社会と言われるような社会では、男女が共に意思決定に参加することが、妥当な政策決定をしていくために必要不可欠だからである。本学を去るにあたって気がかりなことは、龍谷大学、そして法科大学院での女性比率が非常に低いことである。学生はほぼ3分の1が女性であるにもかかわらずである。これでは、これからの時代にふさわしい大学の運営が可能なのであろうか。

本学を去るに当たって、関係する方々の真摯な対応を心から期待する次第である。